

次期システム移行に伴う説明会に関するQ & A

(令和7年8月26日更新)

No	質問	回答	備考
1	説明会の参加は必須ですか。	必須ではありません。後日、堺市ホームページに説明会動画を掲載予定です。是非、ご活用ください。 ※会場の席数に限りがあるため、動画視聴を推奨しています。	
2	現地参加ではなく、オンライン参加はできますか。	オンライン参加はありません。後日、堺市ホームページに説明会動画を掲載予定です。是非、ご活用ください。	
3	行政書士も参加することは可能ですか。	可能です。ただし、会場の都合上、(1団体) 1名のご参加をお願いします。 ※会場の席数に限りがあるため、動画視聴を推奨しています。	
4	堺市電子申請システムの申請方法について教えてください。	電子申請システムを始めて利用する場合は、利用登録が必要です。利用登録の方法及び当該説明会の検索方法は、堺市ホームページに掲載しています。その他、電子申請システムに関するお問い合わせは、右記リンク先の「よくあるご質問」をご確認ください。	電子申請システム「よくあるご質問」
5	過去に電子申請システムを利用し、アカウントを作成している可能性があるが、IDやパスワードは不明です。どうすればよいですか。	新たに利用登録を行い、申請してください。1事業者で複数アカウントを作成いただいて問題ありません。 ただし、1アドレス1登録となるため、「入力したメールアドレスは既に使用されています」とメッセージが表示された場合は、パスワードの再設定をしてください。その他、電子申請システムに関するお問い合わせは、右記リンク先の「よくあるご質問」をご確認ください。	電子申請システム「よくあるご質問」
6	電子申請システムの利用登録の際、誤って「個人」で登録してしまいました。どうすればいいですか。	「個人」で登録を行っても、当該説明会の申請は可能です。そのため、そのまま進めていただいて問題ありません。	
7	電子申請システムで申請を行ったが、説明会の日時を忘れてしまいました。確認方法はありますか。	電子申請システムにログインいただき、「マイページ」から申請履歴・委任状の確認の「申請履歴一覧・検索」をクリックいただくと申し込みを行った詳細内容が確認できます。	
8	電子申請システムで説明会の予約を行いました。日時を変更したい場合には、どうすればいいですか。	一度申請したデータを修正することはできません。現在の申請をキャンセル（取り戻し）いただき、再度、希望の日時でご申請ください。既に定員が超過している日時は選択できないため、ご注意ください。 ※10月1日以降は、キャンセルができないため、日時の変更ができません。当初の日時で参加できない場合は、ご欠席ください。なお、欠席のご連絡は不要です。また、後日、堺市ホームページに説明会動画を掲載予定です。是非、ご活用ください。	電子申請システムの「マイページ」から申請履歴・委任状の確認の「申請履歴一覧・検索」からキャンセルが可能です。
9	電子申請システムで入力した参加予定者が出席できなくなりました。どうすればいいですか。	代理の方がご参加いただいて問題ありません。ただし、会場の都合上、必ず1社1名の参加としてください。 ※代理で参加いただく場合、 <u>堺市への連絡は不要です。</u>	